

『都氏文集』の諸本について：追考

中條, 順子
九州大学大学院 (博士課程)

<https://doi.org/10.15017/12074>

出版情報：語文研究. 48, pp.1-12, 1979-12-10. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

『都氏文集』の諸本について 追考

中 條 順 子

本誌第四六号^{註1}において、私は、都氏文集の書誌的研究の一環として、現存する伝写本十三本を整理し三つの本文系統に分類することにより、信頼しうる善本、静嘉堂文庫本を得た。本稿では、その後調査した伝本一本を追補し、更に、拙論と前後して発表された、同じ目的をもちながら方法論・結論の異なる、渋谷栄一氏の論考^{註2}が有していると思われる問題点に触れてみたい。中でも、今後扱^{註3}るべき本文として群書類従本を指摘された結論部分について、群書類従本文の性格にふれつつ述べてみようと思う。

—

先ず、現存伝本としては十四本目にあたる伝本について述べる。この伝本は静嘉堂文庫所蔵の三巻一冊本である。同文庫には、既に前稿であげた一本があり、計二本の都氏文集伝本が蔵されているわけである。したがって前稿で示した「静嘉堂本」という簡称はふさわしくないといえよう。又、一本とも松井簡治氏の旧蔵本であるから渋谷氏の使われている「松井簡治旧蔵本」という呼称も紛らわしいように思われる。よって以後、前稿にあげた「静嘉堂本」と

いう簡称を改めて、その識語から「日永本」と呼び更え、本稿で述べる十四本目の伝本をその蔵書印から「柳原本」と呼んで区別することとした。

柳原本は、縦二三・九厘、横一六・九厘の袋綴で、淡青表紙左上に朱の打付書で「^{註4}都氏文集上中下完」と外題が書かれている。内題は「都氏文集」と墨書、すぐ下に「都朝臣良香集」とやや小字の朱書で記す。近世中期の写。遊紙はなく墨付五六丁。一〇丁表まで一七字九行書、一一丁以降は一九字八行書、と字数行数が途中で変化するが、一〇丁裏は一六一一八字九行書と字数に乱れが見える。

一〇丁以前と一一丁以降に、料紙・筆蹟・書写時期・墨色等の違いは見られず、この変化が書写者の書写態度の変化等によるものか、或は親本に倣ったものかのいずれかであろうと思われるが、その間の事情は明らかでない。巻首に、簡称の依拠とした、史料の蒐集で名高い公卿柳原紀光（七四七—一八〇〇）の蔵書印「柳原庫」「紀光」、及び「松井氏蔵書章」「静嘉堂蔵書」の四印をもつ。ミセケチはなく、異本との校合や「一カ」という類の書入が本文と同筆の墨書で若干見られる。本文系統は書陵部本系統に属するようで、書陵部

本・陽明本と柳原本の三本にのみ共通する異字は四五を数える。前稿で私は、共通異字数による伝本の組合せ表を作り、その数の多少を伝本間の親疎を知る指標とする方法を用いたが、四五という数は組合せ表では第三位に位置する数である。これは、書陽柳三本が他本に比べてかなり近い関係にあることを示していると言えるであらう。とは言え、三本の間には相互の直接の書写関係をも想定させる程の緊密さは見出しえないようである。

ところで、この三本について渋谷氏は校合箇所が重なるという理由から柳原本と陽明本との関わりを指摘されたのであるが、校合箇所の問題をも含めて考えるに、陽明本よりも書陵部本とのつながりをこそ指摘するのが適當ではなからうか。この点について少しく述べてみよう。

①三本間の異字 三本の本文を細かく比較すると一一一カ所の字句の異同が見出される。それらは大まかに分けると次のようになる。

46 才八 決羣忌 決羣忌 央・忌	37 才四 澄 清澄 清澄 澄	28 才五 塞 行奉 行奉 行	18 才三 賀 瑞駕 瑞駕 瑞	柳 書 陽	柳・書陽 44	柳書・陽 39
-------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------	------------	------------

29 才八 感 感 感	26 才八 扼 扼 挹	50 才九 是 ・ 是 世是 ・	12 才六 枷 大枷 犬枷 大	柳陽・書 23	柳・書・陽 5
-------------------------	-------------------------	------------------------------------	--------------------------------	------------	------------

右表の数値は、三本の中で書陵部本と陽明本の関係が他を上回るものであることを示し、更に、柳原本が書陵部本よりも陽明本と異なる要素を多くもっている、言い換えれば、より遠いことを表わしている。これらの結果は、三本の間をつながりを見る上である程度目安とすることができるであらう。

②異本との校合 柳原本には「□イ」という傍書が五カ所に見られる。その個々について書陵部本・陽明本と比較したのが左の表である。

37 才七 杓 <small>イ</small> 杓 <small>イ</small> 杓 <small>イ</small>	37 才三 健 <small>イ</small> 健 <small>イ</small> 徒	22 ウ二 深 <small>イ</small> 深 涂	柳 書 陽	柳 書 陽	38 才五 而 <small>イ</small> 而 <small>イ</small> 以	37 ウ一 靡 <small>イ</small> 靡 <small>イ</small> 無
--	---	--	-------------	-------------	---	---

柳原本と比べると、書陵部本は(22ウ二)のみ傍書がないが他の四例は本文・校合文共に全く一致する。これに対して陽明本は(37

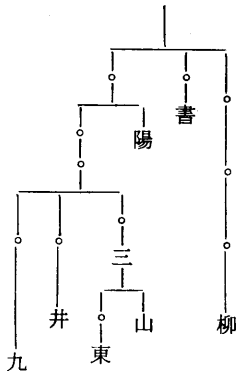
オ七)一例が重なるだけで、他の四カ所では却って校合文を本文に取り込んだようになっている。異本との校合箇所においても柳原本と書陵部本の関連が認められるのである。

③脱字 陽明本はその本文の特徴ともいえる二カ所の大きな脱漏(いずれも一九字分)を有している。(33丁裏・3丁裏)この脱漏については前稿^{注3)}で詳述したので委しくは述べないが、目を転じて書陵部本・柳原本の当該箇所を検索すると、両本共に脱漏を見出すことはできない。陽明本・柳原本の書写年代は、前者が近世前期、後者が近世中期と推定できるのであるが、上記のことから、柳原本が陽明本の転写本である可能性はまずないと言えよう。

以上三点を考え合わせると、柳原本の本文は、書陵部本・陽明本と同じ本文系統に属し、異字脱字等細かな点からみると陽明本よりも書陵部本により近い性格を有している、ということができよう。

柳原本の概略とその本文について述べてきたが、ここで書陵部本系統における柳原本の想定位置を示しておく。尚、前稿の系譜では陽明本がその書写時期(近世前期)に比して下よりであったため若干修正を加えた。

〔書陵部本系統に属する伝本の系譜〕



伝本の追補は以上でとどめ、次に渋谷氏の論考に対する私なりの考えを述べることにしたい。

二

渋谷氏の論は、現存伝本を系統だてることにより、底本とするに足る伝本・信頼できる本文を得るという拙論と同じ目的をもつ論ではあるけれども、方法論的にも又結論においても、若干再考の余地を残しているように思われる。前稿で既に述べ、ここで改めて繰り返す必要のないであろう細かな点については前稿の拙論を参照していただくこととして、この項では先ず、方法論上少しく説明を要すると思われる問題点のうちから数点を取り上げて考察を加えてみようと思う。

(1) 伝本の書写年

たとえば、伝本の書写年の問題もその一つである。渋谷論文では、書誌を基盤として構築された論であるにも拘らず、対象伝本十二本中、蔵書目録や奥書から推定を下した四本以外は、「書写年不明」とか「本文(底本)は——頃のものであろう」などと記したり、本文の近い伝本と同時期の写と推定されている。氏の論では、その伝本が何時頃書写されたのか、ということよりも、その伝本の「本文」或は「底本」が何時頃のものかを問題とされているのである。例えば江戸初期写のA本と末期写のB本がどちらも寛文十二年の識語を有している時、渋谷論文では、A本もB本も「本文は寛文壬子(十二年)頃のものであろう」となるのである。しかし、伝本が何時頃書写されたかということは、伝本の間に存する関係を把握し、個々の伝本を本文系統の中に位置づけるための、かなり有効な手懸りと

なり得るのではなからうか。

氏の論における書写年のこのような等閑な扱いは、そのまま氏の論考冒頭に示された「系統の図式」における諸本の位置関係にも現れているようである。江戸期を遡る伝本をもたない都氏文集であるが、氏の図式によると、例えば、初期の写である書陵部本・陽明本などが、ごく末期に近い写とみられる九大本や加賀本と同列、或はそれより低い位置に据えられている。又、内閣文庫本系統に比べて他の伝本が全体に下げて図示されているのは、氏の書写年に対する姿勢に加えて、「内閣文庫本系こそ旧態を伝存している」という氏の論旨にひかれたためであらうか。

以上の如く書写年の推定が軽く扱われている一方で、氏は行あたりの字数をかなり重視されており、「十七字書は古く十九字書は新しい」という考えのもとに、初期の写である日永本・陽明本まで十九字書を理由に新しい書写とされる。しかし、行あたりの字数は書写者によってかなり自由に動くものではなからうか。現に、渋谷氏が古い書写年に属すとされる十七字書の三手文庫本などは、その本文中に存する脱漏等から推すに数代前のもとは十九字書の本文であったと想像されるのである。となると、一行の字数は、何らかの参考にはなるかもしれないが、それを推定の指標とすることは甚だ危険であると言いうことができるであらう。

(2)日永本と加賀本

(1)の書写年の問題にも関連することとして、日永本と加賀本の関係を取り上げてみよう。この二本は巻末に同じ寛文十二年の識語を有している。(猶、渋谷氏の識語の解釈にはかなり無理があるように思われる)そして、日永本は「林学士と野間静軒家蔵の二本で校

合した」と識語に言う通り青朱二筆で校合を加え、墨書の訓点を有する。ところが、同じ識語をもつ一方の加賀本は本文のみであり、校合を加えたあとが見られないのである。そこで、この二本の関係を渋谷氏は、日永本は「献上本として成稿されたもの」であり、加賀本は「草稿本で奥書だけ先につけられていて、その実校合はなされていないもの」であり、日永本の「朱青二筆は加賀本の本文に影響を与えてはいない」とされた。この氏の解釈は加賀本・日永本が孰れも「本文は寛文十二年のもの」であるという考えを根底として導き出されたものであるが、ここに渋谷氏の解釈と矛盾することが数点出てくる。

先ず、日永本の朱青二筆による校合箇所を加賀本の本文と比較すると、次表の如く、日永本の朱書の校合文が加賀本の本文部分に見出される箇所が存する。

37才一	36才九	10ウ四	4才九	日永本 鑄詩	加賀本 鑄				
官 <small>(卷)</small>	材 <small>(卷)</small>	類 <small>(卷)</small>	類 <small>(卷)</small>						
官	林	類	鑄						
49ウ二	48才五	42ウ五	40才六	日永本 弛他	加賀本 弛				
者 <small>(卷)</small>	暗 <small>(卷)</small>	牢 <small>(卷)</small>	他 <small>(卷)</small>						
者	暗	牢	弛						

これらの例が二十余例確認され、加賀本の本文が日永本の校合文の影響を受けていない、とは言い難いと思われる。しかも、これらの

殆んどは加賀本の本文の方が文意の通りがよいようである。となる
と、渋谷氏の説に従えば、草稿本の本文を成稿本が文意の通じぬよ
うに改めたことになり、矛盾が生じてくる。又、日永本は識語にい
う寛文の写と推定され、したがって識語も「日永丈几」という書写
者自身のものとみられるが、対する加賀本は、ずっと下って江戸末
期の写であり、識語者名を「文几」とするなど、書写者の識語では
ないと思われる。更に、加賀本冒頭には、一行ではあるが、日永本
に付されているのと同じ訓点^{注7}が施されている。これらの諸事実は、
加賀本が、渋谷氏の言われるような日永本の草稿本ではないことを
教えているだけでなく、日永本系統の日永本に極めて近い本からの
転写本であることをも示しているように思われる。

以上、渋谷氏の論考にみられる方法論上の問題点の中から特に書
写年に関連する問題についてふれてみた。

続いて、日永本に拠るのが妥当と考える拙論とはまったく異な
る、渋谷論文の結論部分について考察を加えることとしたい。

三

渋谷氏は「底本としては群書類従本の本文でよい」という結論を
出され、その理由として、

第一に今日唯一の刊本であり、第二に諸本間に大きな本文異同
がないこと、第三に群書類従本が比較的旧態をとどめている内
閣文庫本系の本文を底本とした校訂本であること

の三点をあげられる。しかし、そのいずれもが、群書類従本を底本
としてふさわしいと決定づけるのに十分な理由とは言い難いのでは
ないだろうか。

第一点にあるように群書類従本は唯一の刊本である。しかし、流
布本と善本とは次元の異なる問題であることはわざわざ例を引くま
でもないであろう。又、第二点の「大きな本文異同がない」とは何
をさして言われるのであろうか。確かに作品数や排列については諸
本に異同はない。しかしながら、個々の作品内での字句の異同とい
う点では諸伝本の間かなりの異同が見出される。したがって、「大
きな本文異同がない」とは言い難いのではなからうか。このように
考えてくると、第三の理由こそが渋谷氏の結論の支柱であろうかと
思われるのであるが、この第三点には二つの問題点が存しているよ
うである。先ず、内閣文庫本系自体底本たりうるかという問題があ
るが、これは後述することとして、次の問題は、渋谷氏が底本とし
てよいとされる「群書類従本」が真に「内閣文庫本系の本文を底本
とした校訂本」で、底本とするに足る信頼できる本文であるのか、
ということである。この問題の答を得るためには、群書類従本の本
文の性格を知る必要があるであろう。

以後、群書類従本として述べる本文は活字本ではなく、「假文」群書類従の本文である。従来用
いられてきた活字本の誤植の多さは渋谷氏も指摘されるとうである。(以下、類従本と略す。)

1、類従本の校訂

類従本都氏文集には他の類従所収作品と同様、底本に関する記載
はなく巻末に「右都氏文集以林祭酒之本校合了」という識語を付す。
ここで、類従本の本文校訂に言及された益田宗氏の文章を引用さ
せていただく。

彼は底本を校するに他の一本を以ってして、しかも底本が誤り
で対校本が正しいと考えた場合、遠慮なく底本の本文を対校本
の本文に摩替え改め、傍に「イ○○○」として僅かに底本の

文を残すのである。卷末に、流布の木版本で底本を校訂したと
 いうていても、「イ○○○」の意味は、校訂に使用した一本を
 指すのではないのである。つまり、群書類従の本文は、系統上
 では折衷された本文であり、その「イ○○○」も折衷された一
 本なのである。ともにそれ以前存在した一本ではないのであ
 る。(以下略) (『日本歴史』二二七号)^注

要するに、彼(堀保己一)の校訂した類従本で「イ○○○」と傍書
 のある箇所では、「○○○」が底本の本文であり、本文部分が対校
 本と底本の異同の中で堀保己一が正しいと判断した対校本の本文、
 ということになる。となると、底本の本文は、傍書のない所は本
 文部分を、傍書のある所は傍書部分を辿ることで得られるが、対校
 本との校異は対校本が正しい場合以外は記さないと校訂態度で
 あるために、対校本の本文は極めて僅かな部分しかわからないわけ
 である。この益田氏の言われる類従本の校訂方法を都氏文集にあて
 はめて考えてみよう。

類従本都氏文集で対校本との校合箇所を記すのは「加異太政大臣
 藤原朝臣勅書」(巻四)の
 抛升之任

という一カ所だけである。これを先述の校訂方法に即して解釈する
 と、類従本底本には「斗」とあったのを校訂者が対校本の「升」の
 方を正しいと判断し、本文を「升」と改め、底本の「斗」を傍書の
 形で残した、ということになる。即ち、「斗」は底本の本文であ
 り、「升」は対校本の本文というわけであるが、現存する十四本の
 伝本中に「斗」に作る本はない。「計」に作る九大本を除く十三本

は「升」である。そこで、或は類従本の底本は現存伝本には含まれ
 ていない、今は失われてしまった伝本かもしれない、という可能性
 が生じてくるのである。

かかる可能性をも考慮にいれつつ、以下、類従本の本文について
 検討を加えてみる。

2、類従本の性格その一

本文の検討にはいる前に都氏文集伝本の本文系統について簡単に
 述べておこう。私は十四本の伝写本を内閣文庫本系統(内甲・内乙・
 京大本)・書陵部本系統(書陵部・陽明・柳原・三手・山口・東北
 大・井上・九大本)・日永本系統(日永・加賀・内丙本)^注の三系統
 に分けて考えている。(簡称書誌等詳細は前稿を参照願いたい。)
 渋谷氏は上記のうち書陵部本系統に日永本系統をも合わせて書陵部
 本系統とし、内閣文庫本系統と共に二つの本文系統をたて、類従本
 は内閣文庫本系の本文を底本としていると言われる。

以上概略をおさえた上で類従本本文と十四本の伝本を比較検討し
 てみよう。^{注11}

6ウ	②	19ウ	17オ	2オ	①	九・群	諸本
ウ		二	三	一		・群	他本専不見 但記可求之字 今振拓 延
分	京・群	引	今・拓	關			
依	諸本						

36 ウ六	⑧	ナシ	内甲・内乙・群	開・諸本
7 ウ八	⑦	凸・	三・山・東・九・井・京・群	諸本
45 ウ六	⑥	其・	三・山・東・群	甚・諸本
19 オ三	10 ウ七	主名者	族非?(十五字)	主・者
⑤	16 ウ七	三・山・東・九・群	諸本	諸本
8 ウ八	④	謂・論	三・山・東・九・井・群	諸本
44 オ二	43 ウ八	辨・論	經・咀・史	雜・論
③	49 ウ九	内甲・内乙・京・群	諸本	藤・

⑨	九・井・群	諸本
9 オ八	富・	憲・
⑩	内丙・日・加・井・群	諸本
2 ウ二	鐫・	錯・問・携・

右の表は共通異字の一部を伝本の組合せに分けて示したものであるが、共通異字の多い順に並べると次のようになる。(五例以上有する組合せ)

- ① 九・群 対諸本 49
 - ② 京・群 対諸本 14
 - ③ 内甲・内乙・京・群 対諸本 12
 - ④ 三・山・東・九・井・群 対諸本 12
 - ⑤ 三・山・東・九・群 対諸本 9
 - ⑥ 三・山・東・群 対諸本 6
 - ⑦ 三・山・東・九・井・群 対諸本 6
 - ⑧ 内甲・内乙・京・群 対諸本 5
 - ⑨ 九・井・群 対諸本 5
 - ⑩ 内丙・日・加・井・群 対諸本 2
- 渋谷氏の結論を裏付けるような内閣文庫本系の諸本と共通する要素②③⑧ばかりでなく、書陵部本系統に属する本文と重なる要素①④⑤⑥⑨をも有し、又⑦のような二系統に及ぶ要素や、数は少ないが日永本系統とも共通する要素⑩なども認められるのである。類従本文には、全体の骨組み的要素である巻立・部立において内閣文庫本系統と共通する点が見える^{注12}。共通異字の面から見ると右表のように、書陵部本系統の本文、とりわけ九大本と共通する性格をも色濃く有していることは否定できないように思われるのである。

したがって、類従本文を一概に「内閣文庫本系の本文」と言い

切ることとはできないのである。

3、類従本の性格その二

前項では類従本と現存伝本十四本の本文を比較することによって類従本の本文系統を考えてみた。その結果、複数の本文系統の要素がその中に混在していることを窺い得たのであるが、ここでは、十四本中最も共通要素の多かった九大本を取り上げることによって、類従本の性格を考えてみたい。

九大本は近世末期の写で本文系統は書陵部本系統に属する伝本である。類従本を除いた前稿の調査では伝写本十四本中最も多い独自の異字を有していたが、類従本との比較によってその半数近くが独自の異字ではなくなった。この諸伝本には見出せず九大本と類従本のみ共通する要素は前項の表の如く四九にもほるのであるが、これらを細かく検討すると興味ある事実を見出す。

都氏文集に収められている七二二の作品中、三代実録・本朝文粹と一部或は全文が重複する作品は三二^{注13}である。そして一方、九大本と類従本の共通異字四九のうち、四四までがこの実録・文粹との重複作品三二の中に含まれてしまうのである。四九例中四四までが全作品の半数に満たぬ本文中に含まれるというのは、いかなることを示しているであろうか。用例をあげて考えてみよう。

		九・群・実録	諸本
9 ウ九	頓首々々死罪々々謹言		
17 ウ八	賜物准例		
18 オ九	貞観十八年九月九日		
		頓首謹言	
			ナシ

		九・群・文粹	諸本
2 ウ六	故為著論		
3 オ四	共有枝葉		
3 ウ七	美種香惡種臭		
		美悪香臭	

実録・文粹との共通作品三二中に含まれる九大本類従本の共通異字には、右のような実録・文粹と共通する要素が多く見られる。三代実録との重複作品はその性格上、表・詔・勅・諫などの公文書が殆んどである。編年体史書である三代実録からは、当然のことながらそれら公文書の日付が窺えるのであるが、九大本と類従本には用例(18オ九)に示したようにその日付を付す作品を見出すことができず。実録と重複する二六の作品について当該作品の日付の有無を調べると、九大本は二二作品、類従本は一二作品の本文末尾に日付が付されている。因みにこの二本以外の諸本では、詔一・諫一・勅符三という極めて公的性格の強い五作品には九大本・類従本と同じ日付が記されているが、他の表や勅書には日付が全く見られない。

実録・文粹との重複作品中に九大本と類従本の共通異字の殆んどが含まれ、しかもこのような日付の問題をはじめとして実録・文粹と一致する箇所のことを考え合わせると、先にあげた多量の共通異字は、九大本と類従本の関係が密であるためではなく、九大本と類従本がそれぞれに実録或は文粹という共通のものに接触したが故の近きであったことを示すものと、とみて差支えないのではないかと思われる。さもないれば、九大本と類従本の共通異字が全体の半数以下の作品に偏在するということはありえないであろう。

九大本・類従本のように実録や文料との一致がかなり認められる伝本としては、他に三手本・井上本などがあげられ、総じて書写の時期も新しく、転写経路の末端に位置するものに多いように思われる。江戸初期の写本にはこの傾向はあまり見られないと言えるようである。

さて、ここで、重復する作品を有する三代実録・本朝文料と都氏文集について少しく述べてみたい。

本朝文料の編集資料として家集が重視されたのではないかと説かれた大曾根章介氏はまた、编者明衡の手を経た本朝文料が更に文体範例集という文料本来の性格から、使用者の実用に合わせて改変された可能性のあることも指摘されている。となると、文料と都氏文集伝本とに重復する作品群の本文が、その成立の当初、即ちそれぞれの祖本の段階から必ずしも同じ姿ではなかったということも十分に考えられるであろう。加えて、都氏文集が他撰であるかもしれないということを考え合わせると、その可能性は尚一層強いものとなるのである。同様のことが三代実録においてもあてはまるのではなからうか。勅・表・詔・勅符などの公文書が実録に収められた当初から都氏文集の本文と一字一句違わぬものであったか、編集の際、双方が同じ資料を用いたか否かという点で甚だ不安が残るように思われる。

実録・文料と現存する都氏文集とは共通して収められている作品が相当数あるけれども、それぞれの成立時の事情等を考えると、両者を全く同じ次元において比較したり取扱ったりすることには問題があると思われるのである。このような観点から考えると、実録や文料の要素を合わせもつ九大本や類従本のような本文は、都氏文

集の諸本を考える上で、その取扱いに注意を要する本文であると言えよう。

最後に、類従本文の中で、十四本の伝本のいずれとも異なり、実録や文料とも一致しない、依拠するところのない本文、即ち、類従本の独自の本文をみてみよう。

類従本には五七カ所の独自異字が見出される。これらの要素は先に類従本の校訂の項でふれた可能性、すなわち、過去に存在し今は失われた本が類従本の底本であった、という可能性と関連させて理解することもできるかと思われるが、それは次項へ譲り、ここでは類従本の本文が独自の要素をも多く有していることを指摘するにとどめておく。

4、まとめ

以上通観してきたことから、類従本の本文の性格は次のようにまとめることができるであろう。すなわち、類従本文は「骨格としては内閣文庫本系統かとも思えるが、他の系統の要素をもかなり含んでおり、又、九大本同様に実録や文料の要素までも合わせもち、更に、他にみられない独自の要素をも有している本文」ということになるであろう。このように諸要素の混在する類従本のような伝本は現存する伝写本中には見出すことはできない。

そこで、類従本に関して二つの可能性が考えられるのではないだろうか。

ひとつは類従本の校訂方法の項で述べた可能性である。即ち、かつて、塙保己一が類従本を作った時には存在し、類従本の底本とされた一本があったが、今は佚してしまったという可能性である。そう考えると右にあげた類従本の性格は、その今は佚した伝本の本文

の性格であるし、類従本の独自の要素もその過去に存在した本が有していた独自異字である、という解釈ができるのである。しかしながら、このような伝本が過去に存在した可能性を否定することはできないけれども、逆に肯定する根拠、存在を裏付けるものも何もないのである。

では、もしかかたる伝本がかつて存在しなかったとすると、どうであろうか。そこにはもう一つの可能性が考えられるように思われる。たとえば、先ず、類従本に存する独自の本文は校訂者の手による意図的な改変ではなかったかとも考えられるのである。一例をあげると、都氏文集巻頭の賦に「尋〇蹤於王羲之」(〇蹤を王羲之に尋ぬ)という一文がある。□を十四本の現存伝本はすべて「易」或はその異体字の「易」とするのに対し、類従本のみが「鳥」と作る。この部分は「易」では意味が通らず「鳥蹤」が正しいことは言うまでもない。かように一本のみが独自であって、しかも意味が通る場合、そこに改変がなされたということは十分に考えられることであろう。又、実録や文料の要素が強く見られるのは、それらを現存伝本と同じ次元で校訂の資料として用い、本文中に組み込んだためではないか。これは、前掲の益田氏が草された類従本の校訂方法とは明らかに異なるのであるが、諸要素の混在という複雑な本文ができたのは種々の資料を校訂に用いながら、校訂を行なった箇所を明示せず改めたためであるかもしれないのである。もしそのような校訂作業が行なわれたとすると、類従本は、どの本を底本とし、どの本を校訂に用い、どの部分をどの本の本文によって、どのように改めたのか、ということが全く不明の本文、ということになるのである。換言すると、新しい本文をもつ一本が伝本の中に更に加わ

ったともいえるのである。かかる可能性が否定できないとすると、群書類従本は、底本として用いるには甚だ危険な一面を有する本であると云わねばならない。

さて、類従本の複雑な性格が、過去に存在した一伝本の性格を受け継いだものなのか、或は、校訂者によってつくりだされたものなのかは明らかでない。ただ、いずれにしても、類従本における校訂という作業が今日のそれとはかなり異なるものであったことは確かであろうである。温故学会研究員嵐義人氏は、「群書類従」の成立と評価^{注19}の中で次のように類従の「校訂」を説明される。

今日、校訂といえば、一切の主観を排して、あるがままのテキストの姿を再現する作業を意味する。しかし、本来のそれは、より主観的な作業であり、考証の結果が如実に示されるものとして意識されていたであろう。(中略)今日の意義からは「群本」は校訂もテキストの素性も決して善くはない。ただ検校によって、全篇読めるテキストとなつている点は大きな特色である。(以下略)

考証の結果が本文の中に盛りこまれた、読めるテキスト、これこそ類従本の類従本たる所以を適格に言い表わしているように思われる。^{注20}

四

類従本の本文が今は佚した一本によるものにせよ、校訂の結果生じたものにせよ、その本文は渋谷氏の言われる「内閣文庫本系」と言い切れるものではなく、又、底本にふさわしい本文とは言い難い性格を有していることが、以上検討してきたことから明らかになつたであろう。類従本が内閣文庫本系統の本文と断定できないとする

と、同系統を良しとされる渋谷氏の論に従えば、同系統の中で慶長という書写年からも最善本と見られる内甲本が類従本にかわって浮かびあがってくることにならう。ここで同系統を代表する内甲本を取り上げて、内閣文庫本系統が底本とするにふさわしい本文系統かという事を検討してみよう。

渋谷氏は「内閣文庫本系が比較的旧態をとどめている」ということを理由に、同系統を良しとされるのであるが、では渋谷氏の言われる旧態とはいかなる性格のものであろうか。氏は、「当然改行されるべきところが前文行中に続けられてそれがなされていない」とか「明らかなあやまちをそのまま踏襲している」という「不備」を内甲本をはじめとする内閣文庫本系統の伝本が有していることを、「祖本の形態をよきにつけあしきにつけ忠実に伝存しようとしたもの」であると捉えて「旧態を伝存している」と評価された。内甲本には渋谷氏の言われるような「明らかなあやまち」や「不備な点」の他にも前稿で述べたように脱字とりわけ欠字が多く見られる。それらは改変が行なわれた可能性の少ないことを示している反面、もしそれらが内甲本に至って初めて生じたのならば、内甲本の書写者の不注意が目立つ本文であるし、又仮りに渋谷氏の言われるように、忠実に誤りをも訂正せずに転写した結果であるのならば、その親本は誤脱や不備の多いあまりよろしくない本文であったと言えるのではなからうか。いかに書写年が（慶長年間と）古く、旧態をとどめているように見えても、本文自体が意味の通じない部分を多く具有している上は、信頼できる本文とは言い難いのではないかと考えるのである。

これに対して、日永本は、巻末の識語に記す通り二本による校合

が朱青二様に書き分けられており、その対校本についても明確に知ることができるといふ、伝本中でも数少ない言わば素性正しき伝本である。又、君命によって写したという成立事情のためか、誤脱が少なく尚且つ改変の可能性も薄いように思われる。しかも、明確な書写年が記されている伝本中最も古い寛文十二年の識語を有する等々の理由から、前稿で述べた通り、今は日永本の本文に拠ることが妥当と考えるのである。

注

- (1) 拙稿「都氏文集」の諸本について」（『語文研究』四十六号昭五三・二）
- (2) 渋谷来一氏「都氏文集諸本攷」（『国学院雑誌』八五四号昭五三・六）
- (3) 注1拙稿二六・二七頁参照。
- (4) 三手本を含む六本に共通する十九字の脱字は、数代前の本が十九字書の親本を転写する際に生じた脱字と考えて差支えないと思われる。拙稿二六頁参照。
- (5) 「依君命繕写既成以弘文院林学士柳谷野子菫家藏之二本校之」を氏は「君命によって既成の本文に二本を校合させて繕写した」と解釈されたが、ここは「君命によって繕写既成に成り、二本を以て校合した」ととるべきであらう。
- (6) 青朱二筆は同筆のようであるが、本文及び識語とは別筆と思われる。しかし、これは日永文几が本文を写した後、人に校合させたものと理解して差支えないであらう。
- (7) 「一以三池水 為^{カニ}之^ト黒^ク為^リ語^ト」（『オオ四』）
- (8) この益田宗氏の文章は、人物叢書二三七本田善篤著「稿保己」（吉川弘文館）に対する書評と紹介のために草された文章の一部である。（昭四三・二）
- (9) 渋谷氏はその論（注2）の中で内丙本を書院部本を直接書写した本とされているが、その根拠は示されていない。
- (10) 渋谷氏は日永本系統を「書院部本系にあつては内閣文庫本系本文に最も近い位置にあり、本文異同上はここで分けることもできる。」とされており、私の三系統説と実質的には対立はないと思われる。
- (11) 諸本をその頭の文字で示す。即ち内甲本・内乙本・内丙本・日永本・加賀本・書院部本・福明文庫本・藤原本・京大本・三手文庫本・山口図書館本・東北大本・井土文庫本・九大本・群書類従本である。詳細は前稿を参照願いたい。

(12) 巻立を「一〇三」とする本の多い中で書體部本系の備明本と内閣文庫本系の三本全部が「三〇五」に作る。又、「對策」という部が内閣文庫系の三本と類従本で脱落している。

(13) 三の内分けは、三代実録との重複が二六、本朝文粹とは七であるが両方に共通して収められた作品が一篇ある。

(14) 大曾根章介氏「本朝文粹の成立」(『国語と国文学』四三三、昭四一・三)

(15) 大曾根章介氏「本朝文粹の原形について」(『国語と国文学』四六一、昭四四・一)

(16) 川口久雄氏・山岸徳平氏・大曾根章介氏も他撰説をとっておられる。

(17) 三代実録の本文は『新訂増補国史大系』によった。実録の校訂に用いられた諸本の中でも特に「印本(寛文十三年松下見林校印本)」の記載に九大本類従本と一致する要素が多いように思われる。凡例によると『纂輯国史大系』の底本であったが誤脱甚だ少からざるといふ理由で新訂増補版では底本とならなかつたといふ「印本」であるが、類従本等とのつながりは明らかでない。

(18) 渋谷氏は前掲論考に就いて出された「群書類従本都氏文集の本文について」(『日本文学論究』三十八、昭五三・十一)で、類従本の活字本と板本の異同を指摘し、更に、板本類従本の独自の本文として二四箇所をあげ、個々について考察を加えておられる。これらのうち氏の言われる②は九大本と重なり、③④は類従本の本文も講本と同じであるから実態は二箇所となると思われる。私見では、これらに次の三六箇所が加わると思われる。但し①は諸本全てが類従本と異なるもの、②は他にも異なるものである。数字は丁数、統いて類従本文、()内は講本。

① / 鳥(鳥)鳥(鳥) 九(九)先(先)生(生) 廿(廿)甘(甘)草(草) 廿(廿)遊(遊) 廿(廿)後(後) 四(四)智(智)能(能)

廿(廿)滅(滅)清(清) 廿(廿)余(余)念(念) 廿(廿)領(領) 廿(廿)然(然) 廿(廿)説(説) 廿(廿)渠(渠) 廿(廿)運(運)

廿(廿)乾(乾) 廿(廿)謝(謝) 廿(廿)慈(慈) 廿(廿)謙(謙) 廿(廿)包(包) 廿(廿)反(反) 廿(廿)及(及) 廿(廿)暑(暑) 廿(廿)雨(雨) 廿(廿)商(商)

廿(廿)始(始) 廿(廿)結(結) 廿(廿)世(世) 廿(廿)堂(堂) 廿(廿)堂(堂) 廿(廿)意(意) 廿(廿)嘉(嘉) 廿(廿)心(心) 廿(廿)息(息) 廿(廿)太(太) 廿(廿)文(文) 廿(廿)太(太)

廿(廿)行(行) 廿(廿)子(子) 廿(廿)詞(詞) 廿(廿)調(調) 廿(廿)強(強) 廿(廿)於(於) 廿(廿)弥(弥) 廿(廿)跡(跡) 廿(廿)設(設) 廿(廿)復(復) 廿(廿)役(役)

廿(廿)幽(幽) 廿(廿)幽(幽) 廿(廿)列(列) 廿(廿)郭(郭) 廿(廿)郭(郭) 廿(廿)氷(氷) 廿(廿)末(末) 廿(廿)末(末) 廿(廿)美(美) 廿(廿)兼(兼) 廿(廿)

廿(廿)礼(礼) 廿(廿)死(死) 廿(廿)孔(孔) 廿(廿)辟(辟) 廿(廿)後(後) 廿(廿)録(録) 廿(廿)鈴(鈴) 廿(廿)聲(聲) 廿(廿)誦(誦) 廿(廿)精(精) 廿(廿)講(講) 廿(廿)足(足) 廿(廿)全(全) 廿(廿)覽(覽) 廿(廿)芝(芝)

(19) 『古文獻院解便覧』(新校群書類従別冊)(名著普及会編 昭五三・四)所収
(20) たとえば、類従本『紫式部集』は、第一類(定家自筆本系統)の本文に、第二類(古本系統)独自の歌四首が混入した如き様相を呈しており、校訂の結果であると考えられている。(『紫式部日記』昭三六・二一、至文堂、等関係論文参照)

(付記)

本稿を成すにあたり、再度の調査を快くお許しいただき、御高配を賜りました静嘉堂文庫に感謝申し上げます。